

---

# 女性職員の活躍の推進に関する 大町市特定事業主行動計画

---

平成28年3月

大町市長

大町市議会議長

大町市教育委員会

大町市公平委員会

大町市固定資産評価審査委員会

大町市選挙管理委員会

大町市代表監査委員

大町市農業委員会

大町市病院事業管理者

女性職員の活躍の推進に関する大町市特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、大町市長、大町市議会議長、大町市教育委員会、大町市公平委員会、大町市固定資産評価審査委員会、大町市選挙管理委員会、大町市代表監査委員、大町市農業委員会及び大町市病院事業管理者が策定する特定事業主行動計画です。

## 1. 計画期間

---

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

---

本市では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、大町市特定事業主行動計画策定推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしています。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標を達成するための取組

---

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、市長部局（大町市水道事業等の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 21 号）第 4 条第 2 項に規定する建設水道部の職員を含む。以下同じ。）、市議会事務局、市教育委員会事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員を除く。以下同じ。）、市公平委員会事務局、市固定資産評価審査委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局、市農業委員会事務局及び市立大町総合病院（以下「全部局」という。）において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、これらの数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施します。

この目標及び取組は、改善の必要性が高いものについて掲げています。なお、市長部局、市議会事務局、市教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、市監査委員事務局及び市農業委員会事務局については、一体的な人事管理を行っているため、合計した数値を目標値とし、市公平委員会事務局及び市固定資産評価審査委員会事務局については、専任の職員がないため、目標値を記載しません。

## 全部局

### (1) 配置・育成・登用に関すること

#### 【現状及び数値目標】

##### ○管理的地位（課長相当職以上）にある職員に占める女性割合の引き上げ

		課長職 以上総数	平成27年の課長職以上 の女性割合（人数）	平成32年の 目標（人数）
1	市長部局	22名	0.0%（0名）	3.6% （1名）  10% （3名）
2	市議会事務局	1名	100.0%（1名）	
3	市教育委員会事務局	4名	0.0%（0名）	
4	市選挙管理委員会事務局	0名	—	
5	市監査委員事務局	0名	—	
6	市農業委員会事務局	1名	0.0%（0名）	
7	市立大町総合病院	16名	25.0%（4名）	25%（4名）
合計		44名	11.4%（5名）	16%（7名）

（注）1 市選挙管理委員会事務局及び市監査委員事務局の課長職以上総数は、他の課長職以上の職と併任となっているため、0名となります。

2 平成32年の目標人数は、課長職以上総数が平成27年と同数であると仮定した場合の参考値です。

##### ○係長相当職以上の女性職員の割合の引き上げ

		係長職 以上総数	平成27年の係長職以上 の女性割合（人数）	平成32年の 目標（人数）
1	市長部局	89名	18.0%（16名）	16.3% （17名）  19% （20名）
2	市議会事務局	2名	50.0%（1名）	
3	市教育委員会事務局	10名	0.0%（0名）	
4	市選挙管理委員会事務局	0名	—	
5	市監査委員事務局	1名	0.0%（0名）	
6	市農業委員会事務局	2名	0.0%（0名）	
7	市立大町総合病院	43名	51.2%（22名）	51%（22名）
合計		147名	26.5%（39名）	29%（42名）

（注）1 平成32年の目標人数は、係長職以上総数が平成27年と同数であると仮定した場合の参考値です。

2 大町市第3次男女共同参画計画（平成25年3月策定）では、係長職以上の女性職員の割合の目標を平成29年で18%、平成34年で20%としています。

#### 【目標を達成するための取組】

- ・女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置します。
- ・女性職員の仕事に対する意欲を高めるため、女性職員のみを対象とする研修や外部研修（長野県、自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行います。
- ・臨時・非常勤職員について、必要な業務研修を実施します。

(2) 継続就業及び仕事と家庭の両立に関すること

【現状及び数値目標】

○育児休業を取得する男性職員の割合の引き上げ

		対 象 職員数	平 成 2 7 年 の 取得割合 (人数)	平成 32 年の 目標 (人数)
1	市長部局	18 名	0.0% (0 名)	17% (4 名)
2	市議会事務局	1 名	—	
3	市教育委員会事務局	5 名	0.0% (0 名)	
4	市選挙管理委員会事務局	0 名	—	
5	市監査委員事務局	0 名	—	
6	市農業委員会事務局	0 名	—	
7	市立大町総合病院	15 名	0.0% (0 名)	20% (3 名)
合 計		39 名	0.0% (0 名)	18% (7 名)

(注) 1 対象職員は、3 歳未満の子を養育する男性職員

2 平成 32 年の目標人数は、対象職員数が平成 27 年と同数であると仮定した場合の参考値です。

3 本市の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 27 年 10 月策定)では、平成 31 年の男性の育児休業取得率の目標を 15%としています。

○制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合の引き上げ

		対 象 職員数	平 成 2 7 年 の 取得割合 (人数)	平成 32 年の 目標 (人数)
1	市長部局	36 名	13.9% (5 名)	51% (23 名)
2	市議会事務局	2 名	0.0% (0 名)	
3	市教育委員会事務局	7 名	14.3% (1 名)	
4	市選挙管理委員会事務局	0 名	—	
5	市監査委員事務局	0 名	—	
6	市農業委員会事務局	0 名	—	
7	市立大町総合病院	19 名	0.0% (0 名)	47% (9 名)
合 計		64 名	9.4% (6 名)	50% (32 名)

(注) 1 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇とは、大町市職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(平成 7 年規則第 6 号)に規定する特別休暇である、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇及び看護休暇をいいます。

2 対象職員は、上記の特別休暇を取る資格のある男性職員。ここでは、平成 27 年 12 月 31 日時点において小学校未就学児を養育している男性職員数で算出しています。

3 平成 32 年の目標人数は、対象職員数が平成 27 年と同数であると仮定した場合の参考値です。

【目標を達成するための取組】

- 男性職員の育児休業及び配偶者出産休暇等の取得促進に向けて、制度についてグループウェアへ掲載するなど周知に努め、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境を整備します。
- 男性職員の育児休業等の取得促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施します。
- 各種両立支援制度に関する情報について、グループウェアへ掲載するなど周知に努めます。
- 育児休業の取得前後において、育児休業からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行います。
- 職員の配置換え等の方法によって育児休業を請求した職員の業務を処理することが困難なときは、任期付採用及び臨時的任用制度の活用により、適切な代替職員の確保に努めます。

(3) 勤務時間及び休暇取得に関すること

【現状及び数値目標】

〇月に 60 時間以上超過勤務を行う常勤職員の割合の引き下げ

		対 象 職員数	平成 27 年の月 60 時間 以上の超過勤務者数	平成 32 年の 目標 (人数)
1	市長部局	264 名	10.6% (28 名)	7.1% (22 名)
2	市議会事務局	4 名	0.0% (0 名)	
3	市教育委員会事務局	36 名	5.6% (2 名)	
4	市選挙管理委員会事務局	1 名	100.0% (1 名)	
5	市監査委員事務局	1 名	0.0% (0 名)	
6	市農業委員会事務局	2 名	0.0% (0 名)	
7	市立大町総合病院	274 名	0.7% (2 名)	0.7% (2 名)
合 計		582 名	5.7% (33 名)	4.1% (24 名)

(注) 平成 32 年の目標人数は、対象職員数が平成 27 年と同数であると仮定した場合の参考値です。

〇常勤職員の月平均超過勤務時間の縮減

		平成 27 年の月平均超過勤務時間	平成 32 年の目標
1	市長部局	8.8 時間	6 時間
2	市議会事務局	6.2 時間	
3	市教育委員会事務局	8.4 時間	
4	市選挙管理委員会事務局	30.8 時間	
5	市監査委員事務局	0.3 時間	
6	市農業委員会事務局	2.4 時間	
7	市立大町総合病院	8.6 時間	6 時間

○職員の年次休暇の平均取得率の引き上げ

		平成 27 年の年次休暇の 平均取得率（日数）	平成 32 年の 目標（日数）
1	市長部局	38.4%（7.7 日）	60% （12 日）
2	市議会事務局	43.0%（8.6 日）	
3	市教育委員会事務局	35.8%（7.2 日）	
4	市選挙管理委員会事務局	31.5%（6.3 日）	
5	市監査委員事務局	55.2%（11.0 日）	
6	市農業委員会事務局	19.7%（3.9 日）	
7	市立大町総合病院	33.5%（6.7 日）	45%（9 日）

（注）平均取得率は、「取得日数÷繰越日数を除いた付与日数（20 日）×100」として算出しています。

【目標を達成するための取組】

- ・管理職員は、所属職員の定時退庁の指導に努めます。
- ・所属職員の中に超過勤務時間の長い職員がいた場合、管理職員は職務分担を見直すなど、業務量の平準化を行い、超過勤務縮減を図ります。
- ・総務部庶務課及び市立大町総合病院庶務課は、超過勤務をする職員が多い部署を把握し、人員配置の見直しなどにより、超過勤務縮減を図ります。
- ・年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図ります。
- ・管理職員は、所属職員の夏季休暇の取得予定表を作成するなど、所属職員が取得しやすい職場環境を整備します。
- ・管理職員は、所属職員の代休の取得状況を把握し、期間内に取得できるように配慮します。
- ・所属職員の中に年次休暇、夏季休暇及び代休等を取得できない職員がいた場合、管理職員は職務分担を見直すなど、業務量の平準化を行い、年次休暇等の取得促進を図ります。
- ・大町市事務改善研究委員会及び職員提案制度を活用し、事務の能率化について改善を図るとともに、各職場においても事務の能率化に努めます。
- ・早出遅出勤務制度（フレックスタイム制、テレワーク等）の検討を行います。

（以上）